平成２１年（フ）第３１１号
宮崎県児湯郡新富町大字上富田4881番地２
モンブランハイツＡ―105
債務者　黒木　貴代（旧姓北﨑）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３１７号
宮崎県東諸県郡国富町大字森永1902番地２
町住森永団地９―１―11
債務者　竹野　泰彦
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３３１号
宮崎市大字浮田2925番地１　Ｋコーポ102号、前住所宮崎市大工３丁目330番地　第２渡辺コーポ205号
債務者　渡邉　順次
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３４５号
宮崎市恒久５丁目８番地11　メイゾンサウスＣ棟102号
債務者　加世田幸史
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１１０号
鹿児島県いちき串木野市高見町26番地
債務者　南竹　　優
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３７２号
鹿児島県鹿児島市東坂元４丁目64番12号
債務者　山下　有子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第３９０号
鹿児島県鹿児島市永吉２丁目35番３号
債務者　田尻　昭一
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野2474番地12
債務者　柿山　輝久
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
鹿児島県出水市西出水町1246番地ラビアンローズ105号
債務者　舩元　利香（旧姓小牟田）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
鹿児島県出水市上鯖渕1036番地10
債務者　関下　修一
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
鹿児島県薩摩郡さつま町鶴田1770番地１
債務者　内村　光久
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第９８号
鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1866番地８
債務者　立和名　浩
１　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5287番地４
債務者　榎並　幹夫
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿屋市串良町細山田5287番地４
債務者　榎並　久美
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿屋市高須町1608番地
債務者　平山アヤ子
１　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
鹿児島県志布志市志布志町志布志３丁目15番39号　香月コーポ206号
債務者　新駿河　学
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第１４０号
北海道小樽市高島４丁目８番35号
債務者　藤井　孝子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４７号
北海道小樽市幸２丁目13番７号
債務者　後藤　虎幸
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部